

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防局庁舎空気熱源ヒートポンプチラー修理
- 2 契約の相手方
三菱電機ビルテクノサービス株式会社
- 3 随意契約理由
本修理は、消防局庁舎の空調設備の修理で、部品の経年劣化等により、空調設備に不具合が生じ修理する必要がある。
当該空調設備は、三菱電機株式会社が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。
本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術を必要とし、上記業者は三菱電機株式会社の修理等を行う専門の業者として、必要な独自の知識や技術の指導や提供を受けており、修理を行うことのできる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1 案件名称

防火衣 補修

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

本案件は、災害現場活動及び警防訓練で破損、劣化した防火衣を補修するものである。

防火衣は、消防庁の定める「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の性能基準を満たし、当該ガイドラインにおける性能試験に合格しなければならない。

当局保有の防火衣は、上記業者が性能基準を満たすために必要な製造知識や材料により業者独自の工程で製造したもので、他の業者では補修することができない。また、製造物責任の所在を明確にし、補修後の性能保証の責任を確保する必要がある。

よって、上記業者を指名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

総務部施設課（施設） （電話番号 06-4393-6146）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「なにわ」600時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターの運航にあたっては年に一回有効な耐空証明書を取得する必要があるが、ヘリコプター「なにわ」の耐空証明を取得するには600時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに機体の不具合修理をしなければならない。

本案件の実施にあたっては、ヘリコプターの運休により市民の安全に支障をきたすことになり、運休期間を可能な限り短期間にしなければならない。このため600時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施並びに不具合修理を同時に行う必要がある。また、同時に実施することで最小の経費で実施することもできる。

さらに今回、機体のメインローターブレード ロワーポリウレタンの劣化が生じており、この修理調整作業については機体製造会社より修理認定を受けているエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社しか実施できず、本案件の契約内容を同時に実施できるのは同業者のみである。

よって上記業者を指定する。

(エアバス・ヘリコプターズ社ブレード修理認定書有効期限 2023年2月6日)

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条
第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

北消防署大淀町出張所ほか 11 か所ホース乾燥台修理

2 契約の相手方

流通産業株式会社

3 随意契約理由

本修理は、上記庁舎のホース乾燥台を修理するもので、部品の経年劣化等により、ホース乾燥台に不良か所が発生しているため修理する必要がある。

本製品は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。

本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術を必要とし、製造メーカーである上記業者は、本修理を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、本修理を行うことのできる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6154)